

お寄せいただいたご質問（議会報告会の報告内容に関するもの）
※一部質問の要旨をまとめています

〔質問〕
「少数意見の留保」とは何でしょうか？

〔回答〕
委員会における表決の結果、多数を得られず廃棄された意見で、本会議における審議の際、委員長が行う委員会の結果報告と合わせて、自ら少数意見としてそれを報告する権利を保持しておくことをいいます。

〔質問〕
特別委員会での提言はどこが受けとめて、どのように活かされるのですか？

〔回答〕
特別委員会は、建議された趣旨を鑑み、委員会の活動方針を決定し、その活動方針に基づき、調査・研究の上、執行機関に対する提言をまとめ、設置期間を通じた委員会の活動報告を作成します。活動報告は、議会で議決されたのち、執行機関側が取組等を行う際の参考にしています。

〔質問〕
都議会議員と区議会議員のすみわけは？

〔回答〕
都議会議員と区議会議員の主な違いは、選挙区と役割の範囲です。
都議会議員は、東京都全体を対象とした選挙で選ばれ、東京都全体の政策決定に関わります。
一方、区議会議員は、東京23区の各区を対象とした選挙で選ばれ、その区の政策決定に関わります。

〔質問〕
陳情と請願の違いは？

〔回答〕
請願とは、1名以上の区議会議員の紹介（署名）のあるものをいいます。一方、陳情とは、区議会議員の紹介（署名）の無いものをいいます。
なお、板橋区議会では、審査の取扱いについて請願と陳情を区別せず同様に扱います。

【質問】

請願者が要旨をのべる機会をつくっていただければと思います。板橋区議会はどうなっていますか？

【回答】

東京都板橋区議会基本条例第11条で「請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができる」と規定しています。

請願・陳情代表者による趣旨説明は、委員長が委員会に諮り、全会一致だった場合に委員協議会の中で行うことができます。

【質問】

いたばしアクティブプランではさらなる男女平等、参画推進をあげているが、報告会のジェンダーバランスは著しくかたよっている。去年と同等もしくは後退しているのではないか。明確な理由はありますか？

【回答】

第12回議会報告会の報告は各委員会の委員長が行いましたが、委員長職における男女の人数についての取り決め等はありません。

【質問】

職員増減の推移を教えてください。

【回答】

職員数の推移につきましては、以下の区ホームページに公開されておりますのでご参照ください。

●板橋区ホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/seisakukeiei/jinji/1010210.html>

【質問】

ドローンを活用するとの話があったが、ドローンを災害時に利用する際、板橋区ではどういった情報収集をするのですか？

【回答】

議会報告会（災害対策調査特別委員会報告）において、災害時の被害状況の把握のために「ドローンの活用に向けた検討を進めるべきである」という内容を報告しましたが、この内容は執行機関に対する提言あり、執行機関が取組等を行う際の参考にするものです。

【質問】

（P F A Sの調査について）調査はいつまでに終える予定ですか？調査をして、P F A Sの濃度を基準値に見直す具体的な方法がありますか？

【回答】

ご質問の内容について、担当課に確認をしました。

A 1：水道水については、東京都水道局が都内 131 か所の浄水場から経由する給水栓で年4回検査を実施しています。地下水については、東京都環境局が区市町村と連携し、年1回調査を実施しています。地下水調査は、島しょを除く都内を、区市町村を基本とした 260 の測定ブロックに分割し、毎年測定ブロックを変更しながら4年間で全ブロックを測定することを基本に実施しています。なお、（HPには記載がありませんが）令和6年度は、通常4年かけて行う都内全域260ブロックの調査を1年で行われました。調査の詳細等につきましては、以下のホームページに公開されておりますのでご参照ください。

●環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>

●東京都環境局ホームページ

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/water/groundwater/sonota>

●東京都水道局ホームページ

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suigen/pfcs2>

A 2：P F A Sの濃度を基準値に見直す方法については、専門的になりますが、環境省において、「「飲料水中のP F O S及びP F O A」WHO飲料水水質ガイドライン作成のための背景文書」において「活性炭処理は、P F A Sの除去に有効であることが証明されている」（9ページ）と示されており、区としても、今後の研究等の動向を注視していきたいと考えています。

●環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/content/000106027.pdf>